

【必要書類一覧】農地法第3条の3の規定による届出

農地を相続、法人の合併・分割、時効取得等により農地の権利を取得した方は、登記完了後に農業委員会事務局まで届出をお願いします。

※◎の書類はホームページからダウンロードできます。

	書類の種類	備考
1	農地法第3条の3の規定による届出書	◎
2	土地の登記事項証明書(原本) 又は登記完了証(原本)	窓口で確認後、お返しします。
3	受理通知書返信用封筒	届出者の人数分 (届出者それぞれの住所宛名を記入し、84円 切手を貼ったもの) ※窓口で受領する場合は不要
4	委任状	◎届出者以外の方が届出書を提出する場合